

介護保険サービス事業者 様  
第1号事業者 様

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

令和7年度介護職員等処遇改善加算実績報告書の提出について（依頼）

日頃から、介護保険制度の円滑な運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

標記の件について、介護保険関係法令の規定により、令和7年度に介護職員等処遇改善加算を算定している事業者は、本市への処遇改善に関する実績報告が必要です。

ついては、該当する事業者におかれては、下記のとおり実績報告書の提出をお願いいたします。

## 記

### 1 提出書類

横須賀市ホームページ掲載の「様式及び提出書類について」をご確認ください。

《横須賀市ホームページ掲載場所》

#### ・居宅サービス事業者、施設

横須賀市ホームページ → 総合案内 → 便利な手続き → 申請書ダウンロード → 16. 「民生局福祉こども部指導監査課」の書式 → 介護保険（事業者・施設）・第1号事業者 指定申請・届出関係のページ → 居宅サービス事業者（第1号事業者）・施設等 3. 加算届 → 0. 介護職員等処遇改善加算 → 令和7年度 → 令和7年度（実績報告）

[https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2615/shoguukaizen/r07syoguukaizen\\_jissekihoukoku.html](https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2615/shoguukaizen/r07syoguukaizen_jissekihoukoku.html)

#### ・地域密着型サービス事業者

横須賀市ホームページ → 総合案内 → 便利な手続き → 申請書ダウンロード → 16. 「民生局福祉こども部指導監査課」の書式 → 介護保険（事業者・施設）・第1号事業者 指定申請・届出関係のページ → 地域密着型サービス事業者（第1号事業者）等 1. 指定（更新）・変更届・加算届 → 共通 ・ 介護職員等処遇改善加算 → 令和7年度 → 令和7年度（実績報告）

[https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2615/shoguukaizen/r07syoguukaizen\\_jissekihoukoku.html](https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2615/shoguukaizen/r07syoguukaizen_jissekihoukoku.html)

### 2 提出先及び提出部数

（1）提出先 横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

（2）提出部数 1部

※ 他自治体所在の地域密着型サービス事業所及び第1号事業所において、横須賀市の指定を受けている場合は、横須賀市への介護職員等処遇改善加算実績報告書の提出が必要です。

### 3 提出方法

電子申請、郵送又は持参

### 4 提出期限

**令和8年7月31日（金） 電子申請：午後5時**

**持参： 午後5時 必着**

**郵送： 消印有効**

※ 郵送の場合は、消印等で発信日が明確になるように発送してください。

### 5 留意事項

(1) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び職場環境等要件を満たすことの誓約に係る報告について

令和7年度処遇改善計画書において、令和7年度中（令和8年3月末まで）にキャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び職場環境等要件を満たすための体制を整備する旨の誓約を行った事業者は、令和7年度実績報告書において結果を報告する必要があります。

【別紙様式3-1の3（3）、（4）及び（6）】の該当項目の記載により、報告してください。

なお、本実績報告書で「計画書で記載した内容から変更がない」と報告した場合、又は記載がない場合は、令和7年度処遇改善計画書で誓約した要件は未整備と扱いますのでご注意ください。ただし、「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）（令和8年3月13日）」問4-10に該当する事業所においては、この限りではありません。

※ 根拠資料（就業規則、研修計画、昇給の仕組みを定めたもの等）は、提出を求める場合がありますので、適切に保管してください。

(2) 算定対象期間について

令和7年4月サービス提供分から令和8年3月サービス提供分までです。

ただし、年度の途中で加算の算定を開始した場合は、加算の算定開始月から令和8年3月サービス提供分までです。

(3) 賃金改善実施期間について

原則、令和7年4月から令和8年3月までです。

ただし、次のような場合は、賃金改善実施期間が異なることがあります。

ア 介護職員処遇改善交付金を受けていた場合

イ 新規に介護職員等処遇改善加算等を算定した際に、国民健康保険団体連合会から加算の支払いを受けてから賃金改善を開始した場合等により、過年度の賃金改善実施期間の続きで連続する期間を設定している場合（例：令和7年6月～令和8年5月）

ウ 年度の途中で加算の算定を開始した場合（例：令和7年11月～令和8年3月）

(4) 様式について

様式に変更があります。必ず令和7年度実績報告書様式を使用してください。

(5) 押印等について

実績報告書等の提出書類に、法人代表者印の押印は不要ですが、必ず法人代表者が実績報告書等の内容を確認した上で提出してください。

(6) 積算根拠となる資料について

加算の総額及び賃金改善所要額等の算出に当たっては、「積算根拠となる資料」（任意書

式)を作成し、事業者において実績報告書とともに、5年間保管してください(市への提出は不要)。今後、運営指導等で確認させていただく場合があります。

(7) 地域密着型サービス事業者及び第1号事業者に係る取扱いについて

ア 横須賀市に所在する事業所において他自治体の利用者がいる場合は、当該自治体への介護職員等処遇改善加算等実績報告書の提出が必要です。

詳細は、各自治体へお問い合わせください。

イ 横須賀市以外に所在する事業所において横須賀市の利用者がいる場合は、本市へも介護職員等処遇改善加算等実績報告書の提出が必要です。

問合せ先：横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

施設介護サービス担当 TEL 046 (822) 8162

居宅介護サービス担当 TEL 046 (822) 8393

☆郵送用ラベル こちらを印刷の上、使用されると便利です。

〒238-8550

横須賀市小川町11

横須賀市福祉こども部 指導監査課 行

＜介護職員等処遇改善加算実績報告書 在中＞